

川越市マンション管理適正化推進計画（原案）に対する  
意見公募手続きの概要と結果について

1 概要

- (1) 募集期間 令和4年11月15日(火)から令和4年12月14日(水)まで
- (2) 募集対象 ①市内に住所を有する者  
②市内の事業所等に勤務する者  
③市内の学校に在学する者  
④その他案に対して利害関係を有する者
- (3) 閲覧方法 ①市ホームページからの閲覧  
②紙による閲覧  
(設置場所：建築指導課、各市民センター、川越駅西口連絡所)
- (4) 提出方法 ①直接持参 ②郵送 ③ファックス ④市ホームページからの電子申請

2 意見公募の結果

- (1) 意見提出者数 1名
- (2) 意見数 1件
- (3) 提出された意見の概要と市の考え方  
意見の概要と市の考え方は次のとおりです。  
なお、提出された意見に伴う計画案の修正はございません。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	法第5条の2に基づき管理組合の管理者等に対して助言、指導及び勧告を行うマンションは、実態調査に協力的ではないおそれがあることから、条例で、管理組合の現況報告書の提出を毎年求める等、管理不全になる可能性の高いマンションの情報収集には、特段の工夫をして欲しい。	マンションの管理状況を把握することは、本市マンションの管理適正化の推進を図る上で、重要であると認識しております。 本計画の中で、「実態調査で回答を得られず、管理状況が把握できないマンションに対しては、追加調査や区分所有者等への連絡を通じて、更なる実態の把握に取り組む」としており、実態調査で回答を得られなかったマンションに対しては、本市からの積極的な働きかけによって、管理状況の把握を行うことが有効であると考えております。 頂いたご意見につきましては、今後の本市マンション政策の参考とさせていただきます。